

改訂学習指導要領の検討

体育・保健体育について

スポーツ健康教育講座 長澤光雄

注「 」内は指導要領あるいは同解説の記述

体育に関連する改訂のポイント

約 30 年にわたり小学校低学年（「第 1 学年及び第 2 学年」）は、「基本の運動」と「ゲーム」の 2 つにくくった領域名で内容が示されてきた。それが、今回の改訂で高学年（「第 5 学年及び第 6 学年」）や中学校と同じように、運動種目を示す領域名が復活した。それと同時に、小学校 1 年から高校まで、全学年を通して「体づくり運動」が必修となった。

また、中学校も小学校と同様に 1・2 年生の内容が 2 学年まとめて示された。2 学年まとめて示された場合、特に指示がない場合どちらかの学年で学習するか、両学年で学習するか、学校で選択できることになっている。今回の改訂全体における特徴の一つとして、「武道」の必修化があげられるが、それはこの中学校 1・2 年生が対象である。そして、「ダンス」を含め、他の領域と同様に「すべての生徒に履修させること」とされている。すべての生徒に履修させる必修とは言え、「体づくり運動」の領域の扱いとは異なり、「2 学年にわたって指導するもの」ではない。したがって、どちらかの学年で履修させるなど、各学校において教育課程を作成することになる。

おのこの運動領域の学習内容は、現行の学習指導要領（1998 年改訂）と同様に(1)、(2)、(3)と箇条書きされている。しかし、解説体育編（中学校は保健体育編）を参照すると、(1)は「運動」あるいは「技能」の内容と説明されている。また、(2)は「態度」の内容とされ、(3)は「知識、思考・判断」あるいは「思考・判断」の内容として説明されている。(1)と(2)は変わっていないが、この(3)が現行では「学び方の内容」とされていた。「学び方の内容」から「知識、思考・判断」の内容として示されることにより、この指導要領の性格が子どもの学びの方向を示すものから、教師の指導項目を示すものとなったのである。

「総則 第 1 教育課程編成の一般方針」の「1」の中に示された「言語活動を充実」させることを反映するかのようになり、中学校の「陸上競技」、「水泳」、「球技」の各領域の学習内容(3)に、「技術の名称」を指導するように示されている。現行の学習指導要領を含め、今までのすべての指導要領にこのような指示は認められないことから、運動の実践を中心としていた体育が変質したことが、ここでも確認できる。

さらに、中学校の「球技」領域と小学校の「ボール運動」あるいは「ゲーム」領域における種目の提示方法が従来と異なり、「ゴール型」、「ネット型」、「ベースボール型」と、型で示された。このことは種目選択の幅が広がったと考えられるが、学問的に球技を分類する場合、これらの 3 つの型にターゲット型を加えた 4 つの型に分類されている。その点から見ると、まだ改善の余地があるであろう。

教科を離れて、体育関係で大きく変わった点は、「総則第 1」の「3」にあげられている「体育・健康に関する指導」、89 年改訂までは「体育に関する指導」であった部分に見られる。ここで示された体育は、体力向上と健康増進を目的にしていると考えられるが、「学校の教育活動全体を通じて適切に行うもの」との記載は変わらない。しかし

ながら、新たに「食育」を含め、「技術・家庭科、特別活動などにおいても」指導することになった。従来の運動実践による健康増進や体力向上から、栄養管理や生活管理を含めた内容になっている。この「総則第1」の部分「教育課程編成の一般方針」であることを踏まえるなら、学校教育の影響が家庭生活にまで及ぶことを意味し、教職員の職務が際限なく拡大していくおそれを感じられる。逆に、学校の教育活動を越え「家庭や地域社会との連携を図」ることが示され、運動部活動をスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ、あるいは商業的スポーツクラブの活動へ移管していく下地が示されている。部活動の指導が教職員の負担増の一因となっている現実を踏まえると、功罪あわせ持つと見受けられる。

さらに、「特別活動」に含めると考えられていた「部活動」については、学習指導要領にはこれまで記載されていなかった。それが初めて、中学校の「総則 第4 指導計画作成等に当たって配慮すべき事項」の「2」の「(13)」に明確に記載され、「教育課程との関連を図られるよう」示され、運動部であれば教科体育の学習の発展的な活動として位置づけがされている。前述の地域へ移管が示されたことと合わせて考察すれば、楽しく運動やスポーツを継続的に実践することが部活動のねらいとなり、競技性を優先したチャンピオン・スポーツ等は地域のスポーツクラブに任せる方針となったと考えられる。

体育に関連する問題点

まずはじめに、今回の改訂の姿勢が象徴されている点として運動領域の各学習内容の(3)が「学び方の内容」から「知識、思考・判断」の内容として示されたことがあげられる。このことは、学習指導要領が子ども達のためのものから、教師あるいは学校のためのものになったことを表し、子ども主体に学習を進める教育の発展に逆行するものであることが大きな問題である。「武道」が必修化されたことも含め、小学校よりも中学校の内容においてこの傾向は顕著である。

「総則第1」の「3」に示された学校の教育活動全体を通じて行う「体育・健康に関する指導」は、体育という言葉の二義性を引きずったまま、体力の向上を主な目的としている点は認識の遅れを見て取れる。知育・徳育・体育と併記した場合、体育が健康増進と体力向上を主な目的とする理論は成り立つと考えられる。しかし、現在は遊びの要素を含んだ文化として、すなわち生き甲斐としてのスポーツなどを含み、生活を豊かにする身体的活動が体育と捉えられている。その体育を、健康などの身体的価値向上の意味だけに用いている点は、混乱を招く記述である。また、体力の状況把握のために実施される体力テストの項目が、競技スポーツの成績を左右する要因別にされていて、健康関連体力はそれとは異なることに、気づいていない点は認識不足である。その認識不足がもたらしたと考えられる小学校5年生と中学校2年生を対象に、全国で強制的に実施結果を報告させる体力テスト（2008年より全校対象）は、子どものためとは考えられない。全学年を通して「体づくり運動」が必修となったこと背景として、この認識不足が考えられる。健康と同様に体力も、個人にとってどうあるべきかが重要で、集団における位置やトップレベルの成績と比較して評価されるべきことではないのである。

また、中学校の総則に記載された「部活動」は、地域と連携することを示しているが、足踏み状態の総合型地域スポーツクラブの活用と連携を示唆している点などは無責任と言える。Jリーグが主導するサッカー関係のクラブが広がりつつある。しかし、それらのスポーツクラブの存在は地域と種目に偏りがあり、受け皿としての機能は全く不十分である。商業的スポーツクラブも同様の状況にある。また、学校アイデンティティの確

立に寄与している現在の運動部の存在は、保護者、学校管理職、子ども達自身に受け入れられているが、教職員には負担感が強い存在である。教職員の負担軽減のための対策と、多くの人々に受け入れられている実態を踏まえるなら、教職員定数の増加や手当の充実、休日の保証など、現在の運営方法を検討する必要を強く感じるものである。

中学校で必修となった武道は、学問的には定義が困難である。それにもかかわらず、学習内容の取舍選択の注釈である「〔内容の取り扱い〕」で「なぎなたなどその他の武道についても履修させることができる」ことになっている。定義が困難な用語を用いて「・ ・ ・できる」記述は、現場を混乱させることになる。定義が困難なためだと考えられるが、中学校解説保健体育編の「巻末資料」に「日本武道協議会加盟団体実施種目」が以下の表になって記載されている。

日本武道協議会加盟団体実施種目

柔道、剣道、弓道、相撲、空手道、合気道、少林寺拳法、なぎなた、銃剣道

中学校学習指導要領解説保健体育編 P 174

この中に盛り込まれていない種目でも、武道であると主張する種目、例えば居合道や日本拳法などの団体もある。また表に示された9種目は、琉球王国発祥の空手道と中国発祥の少林寺拳法を含み、日本古来の文化を伝承したもののみとは考えられない。さらに、銃剣道は明らかに戦闘行為を想定した種目で、今の教育基本法に照らし合わせても中学校で必修に含まれる内容としてふさわしくない。

そのことは神戸高専剣道実技拒否事件に関する最高裁判決（1996年3月）が、安易な必修化と退学処分を違憲とした判決に示されていることである。このような特徴を持つ武道を必修にすることで、子どもの人権は守れるのか、大きな疑問が残る。逆に、中国では日本のラジオ体操並みに多くの人々に健康増進運動として親しまれている太極拳は、体育の「目標」によく合致している。この運動名の太極拳も、突きや蹴りなどの格闘技の中にも含まれる動作を体系化したものとなっている。新教育基本法の主旨を反映した伝統重視にこだわり、「武道」を必修にしたことで、教科としての体育の「目標」と大きな食い違いを持った内容が盛り込まれてしまったのである。ただし前項で触れたように、必修であっても隔年開講も可能と考えられる。また、「技能」の内容は「基本動作や基本となる技ができるようにする」ことであり、太極拳や合気道のように、試合を行うことなく学習を進めることも可能と考えられる。すなわち型の修得とその実演で、学習を進めることも可能である。

同時に必修となった「ダンス」は、小学校では「表現運動」であるが、地域に伝わる民俗芸能や民踊を「フォークダンス」に含めることとなっている。しかし、それが有意義に取り込めているのか疑問である。現行の小学校高学年では「地域の踊り」を楽しむことが記載されていたが、今回その記述は見あたらない。改訂後は小学校解説体育編の高学年の内容で、「F表現運動」の中でフォークダンスを説明して「フォークダンス（日本の民踊を含む）」と記載されているが、そもそもフォークダンスに日本の民踊が含まれるとの解釈は、一般には通用しない。また、中学校の「〔内容の取り扱い〕」で「履修させることができる」として示された「その他のダンス」に、日本の民踊が含まれるとも考えられるが、表記が曖昧で地域の民俗芸能を取り上げているのか解釈に混乱を招くおそれがある。

さらに、全国各地の祭りに取り入れられている集団による激しいリズムのダンス、例

えば札幌のソーラン祭りや秋田市のヤマトセ祭りなどは、参加者が増大しているのに対し、フォークダンスは実践の場が減少している。このことも考慮すると、地域の踊りよりフォークダンスを重視しているこの領域も改善の余地がある。さらに、「武道」の扱いと同様に「巻末資料」に「フォークダンスの曲目の例」が、こちらも表として示されている。そこには小学校と中学校に分けて「日本の民踊」が数曲示されているが、その曲目が小学校解説体育編のどこにも記載されていないちゃつきり節や津軽じょんがら節等の曲を含んでいる点も、混乱を招く。

フォークダンスの曲目の例

	日本の民踊	外国のフォークダンス
主に小学校	(北海道・東北) ソーラン節, 津軽じょんがら節 (関東) 八木節 (中部・近畿) 河内音頭, ちゃつきり節 (中四国) 阿波踊り (九州) エイサー	(一重円) タタロチカ, キンダー・ポルカ, マイム・マイム (二重円) コロブチカ, エース・オブ・ダイヤモンド (特徴的な隊形) ジェンカ, グスタフス・スコール
主に中学校	(北海道・東北) 北海盆唄, 秋田音頭, 花笠音頭, 大漁唄いこみ (関東) 日光和楽踊り, 秩父音頭, 東京音頭, 足柄ささら踊り (中部・近畿) 浜おけさ, 越中おわら節, 木曾節, 春駒, 串本節 (中四国) 貝殻節, 金毘羅船船, よさこい節 (九州) 炭坑節, おてもやん, 鹿児島おはら節	(一重円) オスロー・ワルツ, ハーモニカ (二重円) オクラホマ・ミキサー, パティケーキ・ポルカ, ドードレブスカ・ポルカ ヒンキー・ディンキー・パーリー ブー (特徴的な隊形) パージニア・リール

中学校学習指導要領解説保健体育編 P 174

体育の学習内容として中心的存在である各スポーツ領域において、従来通り運動特性に触れさせることが示されている。運動特性に触れさせる学習指導導入のきっかけは、68年改訂指導要領が体力の向上に重点目標を置いたため、子ども達に不評であったことである。その反動もあり、その後の体育の学習（77年指導要改訂以降）では楽しく運動を実践することが重視され、運動の楽しさとは運動特性に触れることと理解された。そしてその学習内容であるスポーツは、レクリエーション・スポーツではなく、オリンピック大会で実施される競技スポーツがほとんどである。そのことで、競技スポーツの最大の運動特性である競争性の重視がなされるに至ったのであった。特に89年改訂の主旨を伝達する各種の文部省（現文部科学省）発行資料では、過度な競争性の重視事例も見受けられた。今回の改訂指導要領では、運動特性を踏まえる指導は求めているが、過度に競争性を重視した事例は解説の中にも見あたらない。その点は、子どもの発達を踏まえたものとなりつつある側面とも考えられる。

具体例として小学校では、体操競技を教材化した器械運動で再び競い合う活動がなくなり、競泳を運動内容とした水泳においても競争が省略されている。このことは当然であり、身体を作るために考案された運動が競技化した体操競技の起源をたどれば、競い合うことではなく、体操の運動特性すなわち身体を多種多様に操作する喜びと、その結果として身体が発達していく活動であって当然である。水泳に関しても、命を守る技能

となりうるものであり、競争を無視して一定距離や一定時間泳げること、すなわち達成を教育内容とすることも妥当であるし、子ども達の喜びの体験も増えることになる。スポーツ領域を運動特性重視の立場から捉えると、競争を抜きに活動することは目標から離れることになる。しかし、子どもは好奇動機や活動欲求、所属欲求の旺盛な存在であり、大人が名誉や自己実現のために実践することとは異なった価値をスポーツに求めているわけで、運動特性を重視しない体育科のスポーツ実践があり得るのである。

さらにスポーツ領域において、「言語活動を充実」することに呼応した中学校の「陸上競技」、「水泳」、「球技」の各領域の学習内容(3)に、「技術の名称」を指導するように示されている点は、運動実践が中心的である体育の学習には本末転倒な措置と考えられる。各種スポーツの技術は、名称が付けられているものは限られたもので、特に個人競技の技術は自己の身体を操作することがほとんどであり、名称はおろか言語化も困難な場合が多い。その指導の場面では、身振り、手振りや擬音で伝えたり、あるいは真似させているのである。言語によらない意思疎通もスポーツの技術指導には重要であり、このような技術の名称を学習内容に盛り込むことは、授業中に運動を実践する時間をさらに削減してしまうであろう。

授業時間数について言えば、しばらく全学年にわたり同一であった体育の授業時間数が、小学校高学年のみ現行同様に、年間 90 時間に据え置かれたことは、大きな問題である。小学校 1 年生からの 4 年間と、中学校 1 年生からの 6 年間、年間 105 時間、すなわち週に 3 回の体育が割り当てられていることと比べ、この 2 年間のみ据え置きにされることの根拠がどこにあるのか、全く理解できないのである。

対応策

今回の改訂は教師中心の授業形態を促す方向で行われていることは、子ども主体に学習を進める立場から、大いに問題である。しかし、球技関係は型別に種目の提示があり、クラスの構成員である子どもの実態に合わせた種目を選んで実施することが可能となった。このように一部に進展した事項もあり、水泳では「適切な水泳場の確保が困難な場合これを扱わない」し、「武道」では「武道場などの確保が難しい場合指導方法を工夫」することなど、選択の余地は残されている。また、教育内容を取捨選択する最終責任は、現場の教師が担っていることを理解すると、子どもの主体性を尊重した体育教育は、改訂された学習指導要領下であっても、実現できる。

また、閣議決定された教育振興基本計画に盛り込まれた教職員定数の増加を達成することで、今回改訂された指導要領の教育目標が、初めて達成可能であることを訴えるところである。